

みんなの広場

新冠小学校6年生です



◇ぼくの将来の夢は、ゲームをつくる仕事につくことです。理由は、ゲームするのが好きだからです。

内山 竜之介



◇ぼくのなりたい職業は、お店で働く人になることです。一度は、お店で働きたいと思っているからです。

奥山 礼太



◇ぼくの将来の夢は、マッサージ師になることです。理由は、家族にしたら、気持ちいいと言ってくれたからです。

帰山 純



◇ぼくの将来の夢は、科学者です。元素などで、いろいろな新しい物質を作ってみたいからです。

鹿嶋 未宏



◇ぼくの将来の夢は、プロテニスプレイヤーです。そのためには、練習をたくさんして夢をかなえたいです。

楫川 徳都



◇ぼくの将来の夢は、ハンターになることです。理由は、ぼくのおじいさんがハンターをやっているからです。

川越 亮輔

ぼくとわたしの

夢



大会は、三石リトル野球協会が優勝しました。

8月3日、第32回少年野球大会が町民グラウンドで開催され、今年新冠野球スポーツ少年団が結成40周年となることを記念して、日胆地区から8チームが参加しました。開会式で新冠野球スポーツ少年団の前山敬順主将が力強く宣誓し、熱戦がスタートしました。新冠野球スポーツ少年団は、1回戦で三石リトル野球協会と対戦。序盤に大量点を奪われ、苦しい展開となりましたが、子供たちは最後まで諦めずプレーし、最終回にあと1点差まで詰め寄りましたが、10対9で惜しくも敗れました。

新冠野球スポーツ少年団結成40周年記念 第32回少年野球新冠大会開催

国民年金だよ！

老齢基礎年金の額を増やしたい方には「付加年金」という制度があります。国民年金の第1号被保険者の方(自営業などの方と学生の方に限られ、サラリーマンなどの方とその被扶養配偶者の方は除かれます)が、20歳から60歳になるまでの40年間、月額15,100円(平成22年度価格)の保険料を納めると、65歳から792,100円(22年度価格)の老齢基礎年金が支給されます。

この年金額をもう少し引き上げたいとお考えの方には、「付加年金」という制度が設けられています。

付加保険料と付加年金の額

付加年金を受けるためには、冒頭の通常の保険料とともに、月額4000円の付加保険料を納めることになっています。

付加年金の額は、「2000円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。例えば、付加保険料を5年間(60カ月)納めたときの総付加保険料額の24,000円(4000円×60カ月)に対し、65歳から老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金の額は年額12,000円(2000円×60カ月)となります。つまり、2年間で元金がかえってくるわけですが、公的年金を損得勘定で考えるのには一部のご批判もありますが、あえて言えば、この厳しい「超低金利時代」にあつては、朗報と言える制度ではないでしょうか。

付加保険料を納められる方は

付加保険料を納められる方は、次のとおりとなっています。

- ①自営業者などの国民年金の第一号被保険者の方に限られます。
- ②半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。
- ③60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。
- ④国民年金基金の加入員になった方は付加保険料を納められません。

なお、付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

環境衛生だよ！

廃棄物の投棄禁止

廃棄物の投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。本町における廃棄物の不法投棄等の違反行為は、依然として後を絶たない状況にあります。

通常、不法投棄などの違法行為の発覚は、町民からの通報によるものが大半を占めている状況で、今後も拡大防止のため町民の方からの幅広い情報の提供をお願いいたします。

なお、法令に違反した場合は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金または併科に処罰される場合があります。



▲万世地区の不法投棄現場

廃棄物の焼却の禁止

廃棄物を処理基準の満たした焼却施設を用いて焼却する以外のいわゆる「野焼き」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

「野焼き」は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生原因となりますので絶対にやめましょう。但し、例外として農家の火入れ(枯草焼き、麦わら焼き)等の野焼きは認められています。(火入れを行う場合は、役場産業課産業振興グループへ事前の届出が必要です。)

平成22年度「みどり香るまちづくり」企画コンテスト募集について

環境省では、まちづくりに「かおり」の要素を取り込むことで良好な環境を創出しようとする地域の取組を支援することを旨とし、「かおりの樹木・草花」をもちいた「みどり香るまちづくり」企画コンテストの参加団体を募集しています。

また、優秀な企画に対しては、「かおり樹木・草花」を提供し、まちづくりを支援します。

○対象
地方公共団体、民間企業、学校法人、商店会、町内会等の住民団体やNPO等

○要件
かおりの樹木・宿根草・その他の草花を原則として150本(株)程度以上使用する街区・近郊地区等のかおりの演出であること。

○応募期間
平成22年10月29日(金)まで
(直接、環境省へ応募のこと。)

○募集の要件及び実施要領
環境省ホームページからダウンロードできます。

●年金や環境衛生に対するお問い合わせ先
町民福祉課住民福祉グループ(環境衛生)
☎47・2112